

今号では、1月に開催された登録者継続研修修了者からのご報告、連載企画「クローバー登録者の横のつながり・地域活動について」第2回目は静岡県の活動内容についてご紹介いただきます。ミニ・コラムでは「預貯金口座の取引に関する代理権の考え方」について解説いたします。

2021年度 第18回クローバー登録者継続研修に参加して

中島 佳代／愛知県支部

2022年1月15日開催の『クローバー登録者継続研修』を受講しました。

思い返すこと2年前の1月頃から、暮らしに、仕事に“新型コロナウイルス感染症”が影響を広げ始め、それまでの“当たり前”は、さまざまに形を変えました。『継続研修』も今回はオンラインでの受講となりました。

さて、講義のテーマは 『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン』『利益相反』。

日々のささやかなことから人生の重要な事柄まで、人の暮らしは選択や決断の連続です。自分で決めることの価値や選んだ後の変化が見えなければ、意思決定は大きな負荷ともなり得ます。

実践に迫る講義を通じ、どんな状況に身を置いても誰もが『自分のことは自分が決める』価値の実現のため、支援者としてなすべきこと、見過ごしてはならないことをあらためて意識し、姿勢を正すことができました。また、中心に本人を置き、意思決定を支えるチームが、意思形成、意思表示、意思実現のプロセスを丁寧に歩むのに、ガイドラインの示す基本原則、具体的支援項目による確認は奏功するように思いました。

グループワークでは、意思決定支援の実践、支援の場に生じる利益相反についての体験を共有しました。はからずも私が務めた拙い進行は、オンラインとは言え、皆さんが送ってくださる温かさに支えられました。

この意義深い研修受講は、禍難の中、運営委員、事務局の方々をはじめ多くの方のご尽力によるものと、感謝でいっぱいです。

連載

クローバー登録者の横のつながり・地域活動について 第2回 静岡県 ～他の専門職団体とのつながりから～

クローバー運営委員／山口 雅弘(静岡県支部)

第2回になる今回は、静岡県での取り組みや経緯についてお伝えします。

1. 静岡県の状況

私が成年後見人ネットワーク「クローバー」(以下、クローバー)に登録した2018年当時、静岡県内にはクローバー登録者が6名のみで、クローバーに受任依頼がくることはありませんでした。

2. 家庭裁判所への訪問

静岡県ではもともと静岡県精神保健福祉士協会(以下、県協会)と法律専門職団体とのつながりがありました。ある時、付き合いのあった司法書士の方が声をかけてくれて、家庭裁判所に同行して訪問する機会を設定してくださいました。司法書士、地元のリーガルサポートの役員、県協会の会長(当時)、クローバーの立場で私と、計4名で訪問しました。

訪問した際に行ったことは主に3点です。

- (1) 司法書士の方から家庭裁判所に県協会のことを“信頼できる専門職団体”として紹介。
- (2) 県協会の会長から精神保健福祉士の役割と県協会の組織について説明。
- (3) 登録者の私から日本精神保健福祉士協会に設置されているクローバーについて説明。

この訪問により家庭裁判所から専門職団体として認めてもらえるようになり、以降は受任依頼、受任相談が来るようになりました。

3. 家庭裁判所訪問を振り返って

この訪問が受任依頼のきっかけとなったポイントは以下の2点です。

- (1) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート静岡支部役員との同行

家庭裁判所が信頼するリーガルサポートの役員から、私たち精神保健福祉士を“信頼できる”と伝えてくれました。団体の意見としての後押しは大きな効果がありました。

- (2) 県協会会長との同行

事前に県協会の会長にクローバーの活動を説明しました。会長が団体の長として訪問し、会員が専門職後見人を担える人材であることを発言してくれたことは大きなポイントであったと思われます。

今回は司法書士とのつながりのきっかけ等についてご紹介いたします。

認定成年後見人ネットワーク クローバー

◆登録・受任相談・受任件数

(2022年3月14日現在)

| 都道府県 | 登録者数 | 受任相談 累計 | 2021年度 相談件数 | 家裁からの 依頼 | 中核機関 等依頼 | 登録者経 由の依頼 | 2021年度 受任件数 | 2021年度 受任不可・取 下数(※) |
|------|------|------------|----------------|-------------|-------------|--------------|----------------|---------------------------|
| 北海道 | 7 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 青森県 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 岩手県 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 宮城県 | 5 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 秋田県 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 山形県 | 2 | 10 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 福島県 | 3 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 茨城県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 栃木県 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 群馬県 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 埼玉県 | 15 | 23 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| 千葉県 | 8 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 東京都 | 45 | 138 | 22 | 8 | 13 | 0 | 9 | 13 |
| 神奈川県 | 17 | 33 | 5 | 1 | 4 | 0 | 2 | 3 |
| 新潟県 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 富山県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 石川県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 福井県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 山梨県 | 4 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長野県 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 岐阜県 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 静岡県 | 7 | 10 | 2 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 |
| 愛知県 | 13 | 9 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 三重県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 滋賀県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 京都府 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大阪府 | 6 | 16 | 2 | 0 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| 兵庫県 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 奈良県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 和歌山県 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 鳥取県 | 1 | 3 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 島根県 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 岡山県 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 広島県 | 4 | 4 | 3 | 3 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| 山口県 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 徳島県 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 香川県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 愛媛県 | 6 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高知県 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 福岡県 | 23 | 65 | 5 | 5 | 0 | 0 | 4 | 1 |
| 佐賀県 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長崎県 | 3 | 6 | 3 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| 熊本県 | 8 | 77 | 5 | 5 | 0 | 0 | 2 | 3 |
| 大分県 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 宮崎県 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 鹿児島県 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 沖縄県 | 9 | 14 | 3 | 3 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| 例外対応 | - | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 233 | 457 | 63 | 38 | 22 | 2 | 32 | 31 |

新規登録者の属する都道府県を朱書きにしました。

(*)2021年度受任不可・取下げ数:候補者なし、依頼先依頼先からの取下げ件数を指す。

◆活動状況

(2022年1月1日～2022年3月1日)

- 10/02 2021年度第1回東京都クローバー登録者の集い(Zoom)
- 10/30 2021年度第3回神奈川県クローバー登録者の集い(Zoom)
- 12/11 2021年度第4回神奈川県クローバー登録者の集い(Zoom)

✻ミニ・コラム

～預貯金口座の取引に関する代理権の考え方～

後見制度の申立のきっかけの多くは金銭管理の代理でしょう。しかし、「預貯金に関する金融機関との一切の取引」の代理権が付与されている場合でも、本人から「通帳一冊くらいは自己管理させて欲しい」と要望されることがあります。その口座で管理する金額が小さく、日常生活に関する支出にあてられている場合など、本人の意思決定支援や本人のプライバシーを保つ点からも、代理人設定をしない口座を残すことが適切な場合もあります。制度上は本人口座の一部にだけ代理権を付与することが可能です(ただし後見類型は除く)。

たとえば、A銀行の口座は日頃の生活費用として本人が管理し、年金など定期収入が振り込まれるB銀行の口座は代理権を付与する、ということができます。この場合、A銀行の口座については代理権を有さないの、通帳を預かることはありません。B銀行の口座の通帳のみを預かって管理します。

ただし、保佐類型で口座ごとに代理権の有無があるケースでは注意が必要です。代理権のない口座であっても、預貯金の払戻しは民法13条1項1号の「元本を領収」に該当するため、本人が行うには保佐人の同意が必要となります。代理権がなくても、金融機関へ保佐人就任の届出をして同意権の設定をしなければなりません。特殊詐欺事件が多発している昨今、本人が騙されて出金や送金をしてしまうかもしれません。このよう場合でも、金融機関に保佐人の存在が知れていれば、保佐人の同意なしに預貯金の払戻しがされることがないので予防になります。

一方で本人が保佐人の同意を得ることも嫌うのであれば、補助申立てをすることも検討すべきでしょう。

文責：安部 裕一／クローバー運営委員

編集後記

桜が咲いて新しい季節がやって来ました。春は出会いの時季です。今号では知識や情報、理解者との出会いを研修受講者や地区協会からの報告でお伝えしています。この1年間はコロナ過で皆様とはPCの画面で会話をしてきました。でもそんな日々も変わろうとしています。直接お会いできる時を楽しみに春を過ごそうと思います。(関原 育)